

議案第 4 号

茂原市家庭教育指導員の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定
について

茂原市家庭教育指導員の設置等に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定
する。

令和 3 年 3 月 8 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市家庭教育指導員の設置等に関する規則の一部を改正する規則

茂原市家庭教育指導員の設置等に関する規則（昭和60年茂原市教育委員会規則第 1 号）
の一部を次のように改正する。

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とする。

附 則

この規則は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 茂原市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の制定に伴い、
所要の改正をするものです。